

社会福祉法人敬仁会 役員報酬等支給規程

平成29年 6月19日制定

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬仁会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条第1項の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、常勤理事及び非常勤理事の区分は以下のとおりとする。

- (1) 常勤理事 週32時間以上、法人本部にて執務を行い専ら法人経営に参画する理事をいう。
- (2) 非常勤理事① 週20時間以上32時間未満、法人本部にて執務を行い専ら法人経営に参画する理事をいう。
- (3) 非常勤理事② 法人本部にて執務を行わない理事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じ次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、通勤手当、旅費を支給する。
- (2) 非常勤理事①に対しては、報酬、通勤手当、旅費を支給する。
- (3) 非常勤理事②、監事及び評議員（以下「非常勤理事②等」という）に対しては、業務に応じた報酬及び旅費を支給する。
- (4) 理事長及び理事長経験者に対しては、前1号又は前2号に加え退職手当を支給する。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、以下のとおり定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 職務による出張時には、旅費規程に基づき交通費、日当、宿泊料等を支給する。
- (3) 退職手当については、別表2に定める額

(非常勤理事①の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤理事①に対する報酬等の額は、以下のとおり定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 職務による出張時には、旅費規程に基づき交通費、日当、宿泊料等を支給する。

(非常勤理事②等の報酬等の算定方法)

第6条 非常勤理事②等に対する報酬等の額は、以下のとおり定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 職務による出張時には、旅費規程に基づき交通費、日当、宿泊料等を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(常勤理事の報酬等にかかる算定期間及び支給日)

第8条 常勤理事及び非常勤理事①に対する報酬等の支給時期は、以下のとおり定めるものとする。

(1) 報酬については、毎月1日から末日までを算定期間とし、当月27日に支給する。

但し、支給日が休日にあたる場合は前日に繰上げて支給する。

(2) 退職手当については、任期満了、辞任、死亡にて退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 非常勤理事②等に対する報酬等は、都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経る。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

別表1 (常勤理事及び非常勤理事①の報酬)

役職名	月額報酬上限額
常勤理事 (役職あり)	1,000,000 円
〃 (役職なし)	800,000 円
非常勤理事①	450,000 円

別表2 (理事長及び理事長経験者の退職手当)

社会福祉施設職員等退職手当共済法 (法律第 155 号) の計算基礎額における最高額 × 在任年数に応じた係数
--

別表3 (非常勤理事②等の報酬)

(1) 非常勤理事②

内 容	日 額
法人内会議への出席 (理事会等)	10,000 円

※会議出席にかかる交通費 (実費) は別途支給する。

(2) 評議員

内 容	日 額
法人内会議への出席 (評議員会等)	10,000 円

※会議出席にかかる交通費 (実費) は別途支給する。

(3) 監事

内 容	日 額
法人内会議への出席 (理事会等)	10,000 円
監事監査への出席 (4 時間以内)	10,000 円
〃 〃 (4 時間超)	20,000 円

※会議出席にかかる交通費 (実費) は別途支給する。